絶対高さ制限が定められている高度地区内における 建築基準法第59条の2の許可に係わる建築物の高さの指針

絶対高さ制限が定められている高度地区内においては、建築基準法第59条の2の 許可に際して、建築物の高さについては、以下のとおり取り扱うものとする。

なお、建築基準法第59条の2の許可の申請の前に、絶対高さ制限に係る区長の認 定を受けることができるものとする。

1 建築物の高さは、表に掲げる基準の範囲内とする。なお、35m高度地区及び 45m高度地区では、絶対高さ制限の制限値の1.0倍以下とする。

表 建築物の高さの範囲

敷地面積	高さの範囲
1,000 平方メートル未満	絶対高さ制限の制限値の1.0倍以下
1,000 平方メートル以上	絶対高さ制限の制限値の1.1倍以下
2,000 平方メートル未満	
2,000 平方メートル以上	絶対高さ制限の制限値の1.3倍以下
3,000 平方メートル未満	
3,000 平方メートル以上	絶対高さ制限の制限値の1.5倍以下

2 絶対高さ制限に係る区長の認定を受けた建築物の高さは、認定の範囲内で 1 の規定による限度を超えることができる。